

- ◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。
- 伊藤委員長 階猛君。  
○階委員 立憲民主党の階猛です。
- 今日は、被災地の人口流出と空き地、空き家対策について主に伺いたいんですが、先ほど来、A L P S 处理水の問題が議論されております。
- 私、岩手なんですが、岩手の漁業関係者の皆さんからも、なかなか処理水の問題について、そもそも余り政府から説明の場がないというような指摘もあります。是非、復興大臣、リーダーシップを取つていただいて、こうしたことについて岩手でも取り組んでいただきたいと思います。
- 簡潔に、通告していませんので、この件について御答弁をお願いします。説明の場を設けていただきたいということです。
- 西銘国務大臣 風評払拭に取り組む立場からいたしましても、漁業者の関係者の皆さんにしっかりと説明をしていくことは重要だと考えております。
- 階委員 では、よろしくお願ひします。

それでは、本題に入つてまいります。

一ページ目の資料を御覧になつていただきたいんですが、これは、被災三県の年齢別転入転出超過数ということで、日本人だけの数字なんですねけれども、人口流出が進んでいるということですね。特に若い世代の人口流出が進んでいるわけです。

上の方に、ゼロ歳から二十四歳、十一年間の平均でマイナス一万五百六十九人、人口流出しているわけです。十一年間、掛け算しますと、これだけで十一万人ぐらい被災三県から若い人がいなくなっているということなんですね。ということは、結婚や出産が減つて次の世代も減る、そして人口減少が加速する、こういう悪循環に陥っていくわけです。

そうした中、土地区画整理事業でかさ上げした土地の空き地が増えています。

二ページ目の左側の表を見てください。

特に、岩手県では、土地区画整理事業でかさ上げした土地、一番上の表が、住居系五十地区で行われていますけれども、岩手県では、活用されているのが五六%、半分近く活用されていない。また、非住居系に至つては、活用されているのが四六%で、半分以上が活用されていない。こんな状況です。

一方、空き家の方なんですが、災害公営住宅の空き家率、入居率、これを見ていただきたいんですが、三ページ目の上の段の表を見てください。福島県と岩手県、空室率が非常に高くなっています。福島は一二・九%、これは令和三年九月末時点の数字でございます。岩手県も八・八%。宮城県は、仙台近郊も多いということで少し低いんですが、それでも四・三%ということです。さらに、これから、高齢の独り暮らしも多いので、ますます空室率は高まるのではないかというふうに言われております。

空き地、空き家対策の詳細を伺う前に大臣にお尋ねしたいんですが、被災地の復興なくして日本の再生なしというふうにずっとと言われていますけれども、被災地の復興が成し遂げられたと言えるためには、この十一年間、巨額の国費を使って進められた土地区画整理事業の空き地、そして災害公営住宅の空き家、こういったものを極力なくす必要があると私は考えます。大臣の考え方をお聞かせください。

○西銘国務大臣 土地区画整理事業や災害公営住宅につきましては、被災自治体において被災者の意向を踏まえながら整備を進めてきたところであります。しかしながら、階委員御指摘のように、被災者の意向の変化等により空きが生じてきているのも事実でございます。

土地区画整理事業における造成宅地の活用率は約七一%、災害公営住宅の入居率は約九三%となっております。しっかりととした活用をしていかなければならぬと考へております。

土地区画整理事業による造成宅地につきましては、土地バンクなどの取組に関するノウハウや事例を整理したガイドブックを復興庁で作成をし、周知をするとともに、復興庁の職員が現場に出向き、きめ細かく対話、サポートを行うなどのハンズオン支援を行つており、着実に土地活用が進め

られているところでもあります。

災害公営住宅につきましては、自治体の判断で被災者以外の方を入居させたり、一定の条件下で公営住宅以外の用途に使用することが可能であることから、復興庁においても、災害公営住宅の有効活用を図るためのガイドブックを作成、周知をし、必要な助言等を行っております。

空いている部屋の有効活用が図られていくように、全力で取り組まなければならないと考えております。

復興庁としましては、造成宅地の活用及び災害公営住宅の安定的な管理運営が推進されるよう、引き続き、関係省庁と連携しながら、その取組を後押ししてまいり所存でございます。

○階委員 どのように後押しするんですか。

今、土地のマッチングの話がありましたが、二ページ目の右側に取組の実績ということが挙げられていますけれども、これによると、陸前高田市などでは、売りたいとかいう希望が五百四十六件寄せられている中で、マッチングできたのは二十八件。まだ、残り五百十八件、面積ベースだと三十一万五千八十六平米、これだけの膨大な土地が余っているわけです。ほかの地域でも、岩手、宮城、そして福島、たくさん、こうしたマッチングしたいけれどもできていないところがあるわけです。

一方、空き室、空き家の方ですけれども、災害公営住宅について、今、大臣、お話をされました、いろいろな用途の拡大もされているんだけれども、それでも、さつき言つたような空室率が目立つて

います。後押しさるといつても、具体策がなければ全く意味がありません。どういうふうに後押ししていくんですか。

います。後押しさるといつても、具体策がなければ全く意味がありません。どういうふうに後押ししていくんですか。

○西銘国務大臣

三県での取組を見てみると、マッチングの成約は、ゼロから百筆余りのものまで、幅があります。例えば、昨年度から取組を開始したいわき市の事例では、約百五十筆の物件が登録され、宅建業の業界団体とも連携し、必要に応じて取引を仲介する宅建業者の紹介も行っており、これまで約六十筆のマッチングが成立をしております。

先般、車座の集会で現場の方からのお話を伺う機会がありました。空き家を買い取って、リフオームして更に貸し付けていくというような取組もやっている事例を聞きました。

災害公営住宅の空き家あるいは造成宅地の未利用部分については、民間の活力を生かしながら、何とか利活用ができるようにという思いで後押しをしてまいりたいと思っております。

○階委員 私もこの委員会ではいろいろ提案しておりますので、是非、そうしたことも参考にしていただければと思います。

ここに来て、ウクライナの避難されている方々の問題が取り上げられてきました。私も、先日、三月十一日、陸前高田市に行って、戸羽市長とお話ををする機会がありました。その中で、戸羽市長からは、住む場所がたくさんあるので、ウクライナから避難されてきた方を受け入れたいというお話をありました。私も、それはいいことだということを賛同したわけですが、翌日の朝、岸田総理にも会われて、そうしたこと話をされたた

田総理にも会われて、そうしたこと話をされたた

たようです。また、同じ岩手の宮古の市長山本さんも、震災で世界中から支援していただいたので恩返しをしたいということで、避難者の受入れを表明していることをやっています。

被災地でのウクライナからの避難者の受入れは、全く震災、津波、あるいは原発事故と原因是違うけれども、同じ、家族や住まい、なりわいを失った人同士の交流を生むということで、お互いに特

に気持ちの面でプラスになるのではないかというふうに思います。空き地、空き家といった問題が数多くある中で、被災地での避難された方の積極的な受入れ、これをやるべきではないかというふうに思っています。

総理も、今日の朝日新聞で、昨日の発言ということで載っていましたけれども、避難民の就労や就学、定住などの支援体制の整備を指示した、滞在の確保や生活用品の支給のほか、日本語教育や就労、定住支援などについて自治体や企業と協力し、対応策の詳細を詰める方針だということを述べたというふうに書かれておりました。前向きな発言だと思いますが、ここで、官房副長官にお伺いしたいと思います。

今言つたような岸田総理の発言があつたわけですから、お答えください。

○木原内閣官房副長官 まず、今回のロシアによるウクライナの侵略、まさに主権と領土の一体性を犯す暴挙でありますので、我が国はウクライナ

との連携を示していくことが非常に重要であります。その一つとして、一環として、ウクライナから第三国に避難された方々の我が国への受入れを進めていく、こういう方針でございます。

このウクライナからの避難民を受け入れるに当たっては、何よりも大切なことは、やはり政府全体として対応していくことであろうということを認識をしております。こうした観点から、私ども内閣官房が司令塔となつて、法務省、外務省等の関係省庁と連携をして取り組んでいきたい、このように思います。

その上で、今、階委員から御指摘いただいた点であります。具体的には、当面の滞在先の確保や生活用品の給付、さらには、日本語教育、就労、就学、定住支援など、我が国への避難を希望される方の、まず大切なことは、御要望をしつかり踏まえるということであろうと思りますので、踏まえながら、どのような支援ができるか。受入れへの協力を表明された企業、そして、今委員からも御指摘いただいたとおり、この間総理が被災地に訪問された際も、市長等から受入れの協力の表明があつたと理解をしておりますので、こうした自治体とも連携をしつつ、期待に応えられるよう、受入れをしつかり早急に検討してまいりたいとうふうに思ひます。

○階委員 いつまでにという具体的なスケジュールのめどは立っていないんでしょうか。

○木原内閣官房副長官 今申し上げましたとおり、受入れに当たつては政府全体で取り組むといつこ

とでありますので、まず内閣官房がしつかり司令塔機能を果たしてまいりたいというふうに思いますが、承つてよろしいでしようか。

その上で、いつまでにどのような、こういうこととであります。これはやはり、受け入れていくウクライナの皆さん、そして、どのような方がどういう御希望を持つているのか、そういったことが分からなければなかなか検討は進まないというふうに思いますので、まずはそうした御要望をしつかり踏まえながら早急に検討してまいりたい、このように思います。

○階委員 受入れ側の自治体の立場を申し上げますと、さつき言ったように、もう岩手県でも手を挙げているところはあるのですが、一方で、定住支援ということになりますと、様々な行政サービスを提供する上で、財政負担が生じてくるわけですね。こうした財政負担、ただでさえ被災地は厳しい状況ですから、なかなか自力ではできない。よって、政府による財政支援というものが不可欠ではないかと考えますが、この点について政府の方針をお聞かせください。

○木原内閣官房副長官 財政負担のお話がございましたが、今この場で私が明確に答弁するのはなかなか難しいということは御理解いただきたいと思いますが、ただ、先ほど私が申し上げたとおり、受入れの協力を表明していただいている企業、そして自治体とも連携しながらやつしていく、こういうことでありますから、それぞれの御要望をしつかり踏まえて対応させていただきたい、このよう

○階委員 これは要望があると思うんです。これについてはしつかり対応していく方向だというふうに承つてよろしいでしようか。

○木原内閣官房副長官 繰り返しで大変恐縮ですが、政府だけできることではないというふうに理解をしております。したがつて、受入れを表明をしていただく企業、そして自治体の皆様と連携をしていくことが非常に重要でありますから、その御要望はしつかり承り、そして、対応できるものは対応してまいりたい、このように思います。

○階委員 今、政府が財政支援すべきではないかということを言つてるので、政府だけでできることをお尋ねしているわけです。なのに、政府だけでできることではないというのは、ちょっと答弁が違うと思うんですが、政府でできる財政支援、やっていただけますか。

○木原内閣官房副長官 まさに、今後、内閣官房が中心となって、関係省庁含めて対応を協議をさせていただきます。

私が先ほど、政府だけでできるものでないと申し上げましたのは、政府だけで就労が確保できるわけではありません、政府だけで居住の場が確保できるわけではありませんので、そういう場合については企業、自治体にも御協力をお願いをしていくということでありまして、その場合には、そのお願いをする、あるいは協力を表明をいたしている企業、自治体の皆さんの要望をしつかり踏まえるということは当然であろうというふうに思いますので、しつかり対応してまいりたいと思

ます。  
○階委員 是非、そうした財政支援の要望にも応えていただきたいと思います。

ところで、今、官房副長官からもお話があつた定住支援ということもやつていくということなんですが、ということは、一時的な避難ではなくて、長期的な定住ということも視野に置いた支援を行っていくということで、確認ですけれども、よろしいわけですよね。

○木原内閣官房副長官 先ほどの、最初の答弁でも申し上げましたが、大切なことは、避難を希望される方の要望にしつかり寄り添つていくということであろうというふうに思います。短期の滞在を要望される方もおられるでありますし、それよりもやや長期の滞在を希望される方もおられるでありますので、そうしたニーズ、御要望に沿つて対応させていただきたいと思います。

○階委員 それでは、法務省に伺いますけれども、定住支援を行うということなんですが、ウクライナからの避難されている方は、どういう在留資格で定住されることになるのかということをお答えいただけますか。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

現在、総理が受入れを表明されてから、日本に避難されてきた方は、今、短期滞在という資格に入れられてございますけれども、昨日、法務大臣から表明しましたとおり、御希望があれば、就労可能な特定活動の一年の在留資格を認めるという方針であります。また、その特定活動の在留資格を許可した方に

つきましては、ウクライナの情勢が改善していいと認められる間は、申請があれば在留期間の更新も認めるという方針でございます。

○階委員 では、御本人が希望するだけじゃなくて、ウクライナの情勢を見つつ更新を認めるということになるんでしょうか。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、最終的に期間更新を認めるかをウクライナの本国の情勢等を見ながら判断をしてまいりますけれども、そこは、できる限り、日本を希望される方については配慮していきたいというふうには思っております。

○階委員 その辺を曖昧にしたままだと、受け入れる自治体の方も、どこまで支援したらいのかというのがはつきりしなくなると思うんですね。

日本は難民認定率が低いという問題がずっと言われてきおりまして、今回のウクライナからの避難された方は条約上の難民に当たるかどうかというの微妙なところだと思っています。

ただ、我々も昨年法案を提出していますけれども、補完的保護対象者ということで、こういう戦争からの避難されてきた方というのは定住者として受け入れる、それは十分あり得るんではないかと思うんですが、その点について、法務省としてどのように考えてていますか。

○丸山政府参考人 お答え申し上げます。

先般、政府の提出した入管法の改正案の中にも、今回のような方が、内戦か戦争から避難されにつきましては、補完的保護というような制度を設けようと考えておりました。その方たちについて

ては、定住者という在留資格を念頭に考えておりましたので。

こういう状況は何年ぐらい続くかということをござりますけれども、そこは、避難されてきてある程度定着されなければ、在留資格を定住者に変えるということも現行制度の中でも十分あろうかと思つております。

○階委員 ここでまた官房副長官にお尋ねしますけれども、今の議論で分かったとおり、法律、入管法を変えないと、本来の意味での定住者としての受け入れは難しいわけですよ。一年ごとに情勢を見ながら更新ということだと、来ていただいた避難者の方も、また受け入れる自治体の側も、あるいは企業の側も、中途半端な状況に置かれてしまうということです。

入管難民法の改正、昨年はいろいろ問題がつて成立しませんでしたけれども、やはり見直すべきところは見直した上で、現下の情勢に鑑みて、入管難民法の改正を急ぐべきではないかと考えます。これは、政府の方針として、いかがでしようか。

○木原内閣官房副長官 私、官房副長官ですから、担当は法務大臣だというふうに認識をいたしますので、法務大臣からしかるべき答弁をするのが筋だというふうに思いますが、私どもの役割は、今の現行の中でできることを最大限やつしていくということ、これをまずはやらせていただきたいと思います。

その上で、何が足りて何が足りないのかということについては、関係省庁の中としつかり調整を

していく、こうのことであろうというふうに理解をいたします。

○階委員

やはり内閣の中枢にいらっしゃる木原官房副長官にも、定住支援というのであれば、どこに問題があるかということを御認識いただきたくてこういうお話をしましたので、是非よろしくお願ひします。

あともう少しだけ官房副長官にはおつき合いいただきたいと思います。

被災地の人口流出を食い止めて、人口増加になげ、そして、空き地、空き家対策、これを進めいく、実効性あるものにしていくためには、学生や若者が被災地に希望を抱いてとどまつたり集まつたり、そういうプロジェクトが必要だと私は考えております。

そういう意味で、今日、四ページに挙げておりますけれども、国際リニアコライナー、ILCという次世代の直線型加速器、ここを岩手の方に誘致することによって、世界中からトップクラスの研究者や技術者が集まつてきて、十年、二十年と研究を続ける国際研究拠点としていく、これによつて、より被災地が活性化していくというふうに考えております。

この点について、この四ページの右側に、岸田総理が地元マスコミのインタビューに答えたものが載っております。誘致に対する考えはとて、巨額の経費を要するプロジェクトで、文科省を中心に対応していきたいというような答えが真ん中あたりに載つております。文科省を中心に対応とことですけれども、

文科省、来ていただいていますが、文科省として現在どのように取組を行つてあるのか、お答えください。

○坂本政府参考人

お答え申し上げます。

文部科学省においては、有識者会議を本件の検討について設置をされておりまして、本年二月に行われました有識者会議の報告書において、このILC計画の今後の進め方について御指摘をいただいたところでございます。

その御指摘を基に、研究者コミュニティーから御提案をいただきながら、次世代の加速器開発に向けた重要技術課題に係る研究開発を文部科学省としても検討してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 前向きなのか後ろ向きなのか全然分からぬんですけども、どういう方向なんですか。前向きなんですか、後ろ向きなんですか、教えてください。

○坂本政府参考人 お答え申し上げます。

ILC計画につきましては、研究者コミュニティから、現在、準備研究所というものが提案されておりますけれども、その前提として、日本政府がILC本体の誘致、日本への誘致に関心を表明するということが求められております。

この準備研究所段階に入るために日本誘致を表明するということについては、関係国の、特にヨーロッパ、アメリカでございますけれども、具体的な国際的な費用分担の見通し、そういうものが明確にならなければ国民の支持を得ることは困難という見解が示されております。したがいまし

て、現在、この準備研究所の段階に入ることは時期尚早であるという見解が有識者会議において示されております。

ただ、この素粒子分野は日本の科学において非常に重要な分野でございますので、次世代加速器の技術開発は進めていくことについては検討するという方針が出ているところでございます。そのため準備研究所をつくるということなんだと思います。

○階委員 本体の研究所をつくるところが時期尚早で、そのため準備研究所をつくることすら時期尚早だというのは意味が分からない。

それで、これは、よく費用分担とか巨額の経費がかかるということを総理もおっしゃっていますけれども、今回、別なところで国際卓越研究大学制度というものをやられるようなんですが、お話を聞いておりますと、この国際卓越研究大学は、全国で五校から七校ぐらい選んで、そこに毎年毎年五百億から六百億ぐらいお金を投入するということなんですね。

ILCをつくった場合は、毎年大体四百億ぐらい、十年間、建設にかかると言われております。半分を日本が負担して、あとは国際費用分担するという前提ですけれども、そういう中で、国際卓越研究大学は五百から六百億、巨額なお金がかかります。かつ、こちらは、そういうお金をして、何か決まったプロジェクトをするわけでもなくて、毎年毎年このお金を投じれば、優秀な人たちが集まつてきて、いい研究ができるだろうという漠たる見通しになつてているわけですね。

もちろんこうした取組も否定するわけではあり

ませんけれども、ここに五百億から六百億投じるぐらいであれば、より目的が明確で、かつ、この国際卓越研究大学に選ばれるのは恐らく地方ではなくて都市部でしょう。都市部の大学にこれだけお金を投じて人を集めようとすれば、ますます被災地などからは若い人が流出して人口減少が加速化するわけです。

こうしたことを考えた場合に、文科省として、このような国際卓越研究大学をつくるだけではなくて、地方で行う、より目的が明確で波及効果も期待できるようなところにも同等のお金を使うべきではないかというふうに思うわけですよ。文科省として、もっと積極的にこのプロジェクトを進めるべきではないですか。お答えください、文科省。

○坂本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、大学ファンドについてでございますが、近年、我が国の大学の研究力は、諸外国と比較して相対的に低下している状況にあります。その一因は、特に欧米のトップレベル大学において、数兆円規模の基金を造成し、その運用益を活用することにより年間数百億円を超える豊富な資金を得て、最先端の研究を切り開くための体制整備、あるいは若手研究者の育成への投資を充実しているところにある、こういうふうに考えられておりま

す。

○坂本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、大学ファンドについてでございますが、近年、我が国の大学の研究力は、諸外国と比較して相対的に低下している状況にあります。その一因は、特に欧米のトップレベル大学において、数兆円規模の基金を造成し、その運用益を活用することにより年間数百億円を超える豊富な資金を得て、最先端の研究を切り開くための体制整備、あるいは若手研究者の育成への投資を充実しているところにある、こういうふうに考えられておりま

す。

○坂本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、大学ファンドについてでございますが、近年、我が国の大学の研究力は、諸外国と比較して相対的に低下している状況にあります。その一因は、特に欧米のトップレベル大学において、数兆円規模の基金を造成し、その運用益を活用することにより年間数百億円を超える豊富な資金を得て、最先端の研究を切り開くための体制整備、あるいは若手研究者の育成への投資を充実しているところにある、こういうふうに考えられておりま

す。

てあります。

○階委員 時間が来ましたので終わりますが、総理のインタビューの中で、省庁横断的に取り組むべきではないかという問い合わせに対し、指摘をしつかり受け止め、今後あるべき姿を考えていくといったような答えもされています。

是非、官房副長官 そして復興大臣におかれましては、この問題、文科省任せにしておくと、今の答弁をお聞きになつたとおり、中途半端な話になつてしまいしますので、是非ここも、問題意識を共有していただいて、一緒に取り組んでいただければと思います。

終わります。

○伊藤委員長 ILCにつきましては、先ほど申し上げましたとおり……

○坂本政府参考人 手短にしてください。

先ほど申し上げました有識者会議の諸課題の進捗に関する検討を踏ました報告書、これに基づきまして、国内外の研究者コミュニティーの今後の動向にも注視しながら、しっかりと、御提案を受けて、技術開発の検討を進めてまいりたいと考え